

上下水道事業の広域化 について

水道の広域化について

福島県水道広域化推進プラン

【法的根拠】水道法 第2条の2 第2項

都道府県は、その区域の自然的社会諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

平成31年1月25日付(平成30年度)
「水道広域化推進プラン」の策定について
総務省・厚生労働省 通知

策定主体は各都道府県とし、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定・公表すること。

「水道広域化推進プラン」とは

市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定めるもの。

都道府県においては、これまでの検討結果をふまえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で策定する。

3

水道広域化推進プランの作成の流れ

令和2年度～令和3年度
○市町村の状況確認
○推進プランの素案に対する意見聴取等
データに基づいてプランを作成

福島県が
主体

水道広域化推進プラン
令和4年度 策定

福島県が県内を5つの圏域(※郡山市は県中圏域に該当)に設定し、広域連携について**機械的にシミュレーションを行い**、経済効果が見込めるケースを算出し、水道広域化プランへ盛り込んでいる。

福島県が事務局
市町村が検討

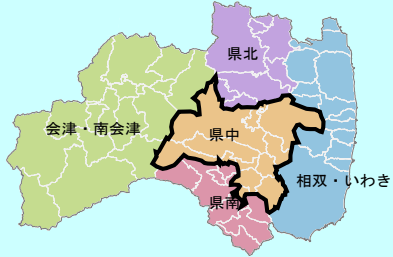
令和5年度以降(案)
水道広域化の取組み
検討会・勉強会等を開催

プランで示された広域化について各市町村が検討していく(案)が福島県から提案されている。福島県が事務局となり、検討会・勉強会を開催。

4

水道広域化推進プラン シミュレーション結果

5つの圏域に設定



県中圏域
郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、天栄村、平田村、

プランのうち、郡山市に係る重要項目

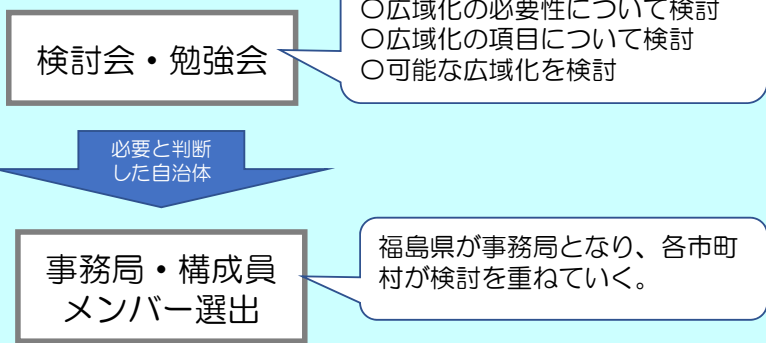
① 浄水場の統合(三春町)

三春浄水場(三春町)を廃止、荒井浄水場(郡山市)から水道水を供給する。
※三春町は将来的に浄水場を廃止する計画はないとの意思表示をしている。

② 経営統合(県中圏域)

県中圏域(3市6町3村)にある水道事業体が経営統合する。
経営統合の経済効果は277.8億円と試算されているが、そのほとんどは、統合による国庫補助金によるものである。
※郡山市は、経営統合によって将来に渡り水道料金が(単独経営と比べて)値上げになる。

令和5年度以降 水道広域化の検討 福島県(案)



ソフト連携
○水質検査の共同発注 ○システムの共同化 ○維持管理の共同化 ○技術連携 ○水道施設情報の共有化
○施設基準(規格)の統一 ○研修会の共同実施 ○経営状況の共有 ○計画等の共同策定

ハード連携
○施設の最適配置 ○施設統廃合 ○水供給の安定化 ○相互融通

水道システムの強靱化
○災害応援協定の締結準備 ○資機材の融通方法整理 ○応急給水の相互応援体制 ○緊急時連絡管整備の検討
○防災訓練 ○応急給水訓練の共同実施

下水道の広域化について

7

福島県汚水処理施設広域化・共同化計画

平成30年1月17日付(平成29年度)
「広域化・共同化計画」の策定について
総務省・国土交通省・農林水産省・環境省 通知

【背景】

- ・汚水処理施設の老朽化・更新需要の増加
 - ・人口減少による使用料収入の減少
 - ・職員数の減少、執行体制の脆弱化
- 厳しい経営環境



効率的な事業運営が必要

【目的】 汚水処理事業の経営の持続可能性の確保



策定主体は各都道府県とし、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定・公表すること。

「広域化・共同化計画」とは

- ・都道府県が主体となり、市町村と連携して作成するもの（全市町村が検討の枠組みに参加）。
- ・広域的な連携により事業運営基盤の強化を図る取り組みについて、短期的（5年程度）、中期的（10年程度）、長期的（20年～30年）のスケジュールを示す。

8

福島県汚水処理施設広域化・共同化計画 作成の流れ

平成30年度～令和3年度

- 検討体制の構築
- 方部別グループワーク（意見交換）
- 現状把握
- 広域化・共同化メニュー検討（モデル箇所における検討）
- 計画素案作成に向けた整理・調整

各市町村の意向を抽出し、計画へ反映



汚水処理施設広域化・共同化計画
令和4年度 策定

各市町村の意向を基に作成している。構想段階にあるものも含め、幅広く記載している。

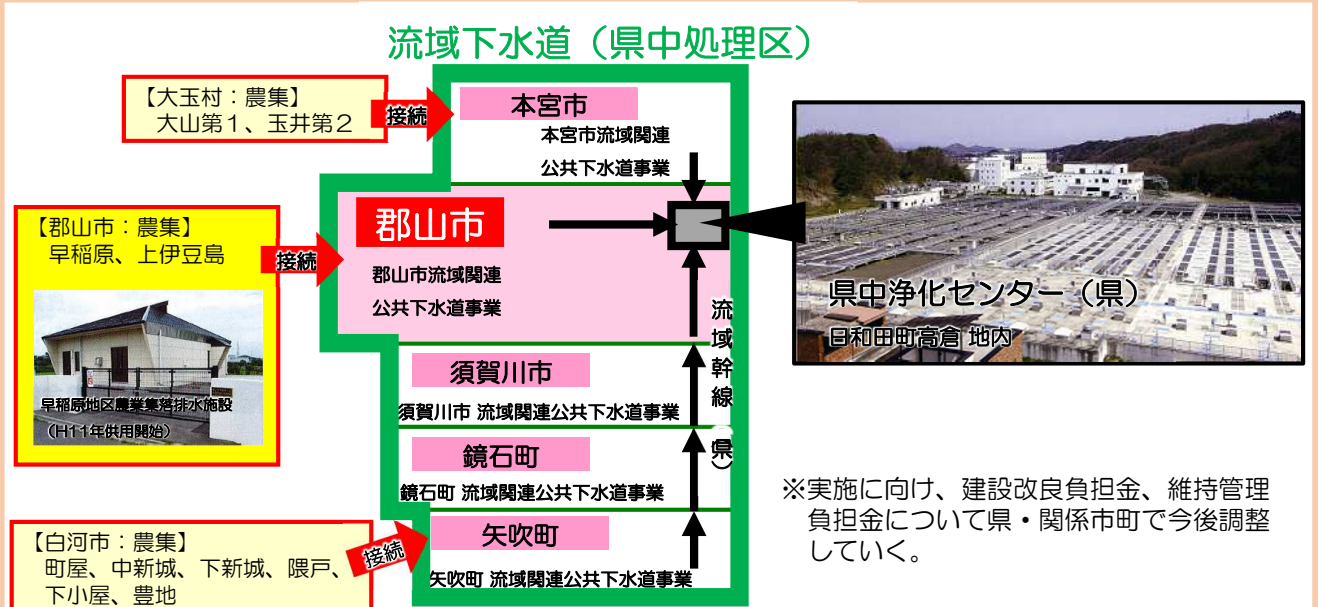


令和5年度以降
汚水処理施設の広域化・共同化を
計画通り進める

各市町村の意向を基に、計画の実現に向けた検討や施設設計・整備を進めていく。

福島県汚水処理施設広域化・共同化計画 郡山市に係る重要項目

- 処理施設の統合（案）
 - ・ 既存の汚水処理施設と流域下水道（県中処理区）を接続し、汚水処理施設を廃止。汚水処理施設の維持管理費を削減。



令和5年度以降 汚水処理施設広域化・共同化の進め方

●汚水処理施設の統廃合 ※計画素案からの抜粋 ※素案では計53件の広域化・共同化メニューを掲載

広域化に関わる市町村	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	スケジュール			
			～2022 (～R4)	短期 2023～2027 (R5～R9)	中期 2028～2032 (R10～R14)	長期 2033～2052 (R15～R34)
・福島県 ・福島市	処理施設統廃合	堀河（公共）→県北（流域）	整備着手			
・福島県 ・本宮市 ・大玉村	処理施設統廃合	大山第1（農集）※大玉村 →県中（流域）※本宮市流関	検討体制の構築			
		玉井第2（農集）※大玉村 →県中（流域）※本宮市流関	検討体制の構築			
・福島県 ・郡山市	処理施設統廃合	早稲原（農集） →県中（流域）	検討着手	設計・工事	農集処理場の廃止	
		上伊豆（農集） →県中（流域）	検討着手	設計・工事	(維持管理費の削減)	
・田村広域 行政組合 ・三春町	し尿処理施設の 受け入れ	田村地方衛生処理センター（し尿） →三春（公共）	整備完了	※具体的なスケジュールは現時点では未定		
・福島県 ・白河市	処理施設統廃合	町屋・中新城・下新城・隈戸・ 下小屋・豊地（農集） →県中（流域）	検討体制の構築			
・白河市 ・西郷村	処理施設統廃合	上野原（農集） →白河（公共）	統廃合済み			
		真船（農集） →白河（公共）	廃合済み			
・喜多方地方 広域市町村 圏組合 ・喜多方市 ・北塩原村 ・西会津町	し尿処理施設の 受け入れ	環境センター塩川工場 →未定	検討会・先 進地視察の 実施			

11

memo
